

和歌山県監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
東牟婁振興局	令和4年1月20日
和歌山県立なぎ看護学校	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
和歌山県串本警察署	〃
和歌山県新宮警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 東牟婁振興局地域振興部

鴻田職員住宅昇降機保守点検業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

イ 東牟婁振興局健康福祉部

(ア) 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 早朝出発、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発、夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給していた。

b 私事旅行の事前承認を受けており、私事旅行を伴う旅行命令とするべきところ、旅費システムへの入力を誤ったため、日当が過支給となっていた。

(ウ) 備品管理について、不用品処分調書が作成されていなかったもので、適正に処理されたい。

ウ 東牟婁振興局農林水産振興部

自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 東牟婁振興局串本建設部

(ア) 小型船舶けい留施設使用料について、納期限から20日経過後も督促状を発していなかったもので、適正に処理されたい。

(イ) 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

オ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 現金出納簿に記載されている払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 河川区域内の土地の占用及び工作物設置の許可において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立なぎ看護学校

(ア) 入学考査手数料の収納について、受験者受付簿を作成していなかったもので、適正に処理されたい。

(イ) 委託料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立串本古座高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立新宮高等学校

県立新宮高等学校1号棟・3号棟雨漏り修繕の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立みくまの支援学校

需用費修繕料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。